

パワーウェア スポットメンテナンスサービス約款 FSB-006c

パワーウェアスポットメンテナンスサービス（以下、「本サービス」といいます。）約款（以下、「本約款」といいます。）は、株式会社ATOUN（以下、「乙」といいます。）が提供する「スポットメンテナンス」の内容および利用条件を定めるものです。本サービスにお申込みいただいたお客様（以下、「甲」といいます。）には、本約款に従って、本サービスをご利用いただけます。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は以下に定めるものとします。

1. 機器：乙が製造・販売するパワーウェアであって、「スポットメンテナンス実施申込書」の別表（1）に定めるものをいいます。

第2条（目的）

乙は、本約款の条件に従い、「機器」に対して「スポットメンテナンスサービス」を提供します。

第3条（「スポットメンテナンスサービス」の内容）

甲の依頼により、乙は別途乙が定めるメンテナンス作業（機器の点検、調整、部品交換、ファームウェアアップデート等、メンテナンス実施証明書の発行）を1回実施します。

第4条（協力会社への委託）

1. 乙は、「サービス実施会社」に「スポットメンテナンス」の実施を委託するものとします。
2. 乙は、「乙の代理人」に対して、以下の各号の項目を代行させるものとします。
 - ① 本サービスの料金の請求および回収。
 - ② 本約款の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
 - ③ 本サービスの実施受付窓口業務。
3. 前二項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約上のサービスの履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。

第5条（契約料金の支払い）

1. 甲は、本サービスの対価として乙に対し「スポットメンテナンス実施申込書」に記載の料金を支払うものとします。
2. 甲は、前項の料金を乙の代理人が指定する方法により支払うものとします。

第6条（本サービスの実施申し込み）

1. 本サービスの作業は、甲が乙所定の「スポットメンテナンス実施申込書」によって本サービスの実施を申し込みにより実施されます。乙所定の実施申込書によらない甲による電話・FAX・メールその他の手段による本サービスの作業の依頼は、本サービスの申し込みとはみなされず、乙は本サービスを実施する義務を負わないものとします。
2. 甲は、作業実施日の前日までに乙指定の配送業者にて「サービス実施会社」に機器を着荷するように発送してください。なお、甲は機器の発送にあたり、乙指定の梱包箱（以下、「通函」といいます。）を使用するものとします。乙指定の通函以外の梱包材を使用したことによる機器の外観および機能検査において発見された不具合、ならびに甲への返送時に生じた不具合について、乙は一切責任を負いません。

3. 甲は、機器の発送にあたり、乙指定の配送業者にて着払いで発送して下さい。甲の元払いで発送された場合、その配送費の請求には応じられません。また乙指定の配送業者を使わずに着払いをされた場合は、配送費を別途請求し、甲は支払いに応じるものとします。甲による支払いが確認できない場合、乙は本サービスの実施を行わず、着払いで甲に機器を返却します。

第7条（本サービスの作業の完了）

本サービスの作業実施後、「サービス実施会社」は甲の実施申込書に記載された機器返送先に、機器を返送します。また、スポットメンテナンス実施証明書を甲の実施申込書に記載された返送先に送付します。

第8条（本サービスの保証）

本サービス実施日から6ヶ月間、メンテナンス作業の範囲において不具合が発生した場合、乙は無償にて修理を行うものとします。

第9条（本サービスの対象国）

本サービスは、日本国内においてのみ有効です。

第10条（本サービスの提供期間）

本サービスは、機器購入後5年以内に限り、ご提供します。

第11条（解約）

甲は、本サービスを途中解約することはできません。但し、乙が解約の申入れ理由を相当と認める場合にはこの限りではありません。

第12条（禁止事項）

甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 本サービスの運営を妨害する行為
2. なりすまし、架空名義など虚偽の内容で取引する行為
3. 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
4. 機器を用いて本サービスに類似または競合するサービスを提供する行為
5. その他、乙が不適切と判断した行為

第13条（本サービスの停止等）

乙は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

1. 地震、落雷、火災、停電または天災その他両当事者の責に帰さない不可抗力等の事由により、本サービスの提供が困難となった場合
2. その他、乙が本サービスの提供を困難と判断した場合

第14条（利用制限および加入の取り消し）

乙は、以下の場合において、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または加入を取り消すことができるものとします。この場合、返金はしないものとします。

1. 甲が本契約のいずれかの条項に違反した場合
 2. その他、乙が甲による本サービスの利用を適当でないと判断した場合
- ## 第15条（免責事項）

1. 本サービスに関して、乙の債務不履行責任は、乙の故意または過失によらない場合には免責されるものとします。
2. 本サービスに関して、乙は、何らかの理由によって責任を負う場合にも、契約料金を上限として、賠償の責任を負うものとします。
3. 本サービスに関して、乙は、甲と他のユーザー、乙の代理人（代理権の範囲内の行為にかかるものを除く）または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第16条（機密保持）

1. 乙は、本サービスにおいて知り得た情報を、秘密として取り扱い、その管理に必要な処理を講ずるものとします。
2. 乙は、本サービスにおいて知り得た情報を、業務の遂行上必要な限度において、利用できるものとします。

第17条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲および乙は、自己または自己の役職員が、暴力団、暴力団員その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本サービスの履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用し、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持ってはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手側が本条の規定に違反した場合、何らの催告等の手続きを要せず、本契約を解除することができるものとします。

第18条（約款の変更）

乙は以下の場合に、乙の裁量により、約款を変更することができます。

1. 約款の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 乙は、前項による約款の変更にあたり、約款を変更する旨および変更後の約款の内容を乙のウェブサイトに掲示します。

第19条（権利義務の譲渡の禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本契約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第20条（準拠法・裁判管轄）

1. 本契約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本契約に関する一切の紛争は、乙の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第21条（附則）

本約款は、2021年2月1日から効力を発するものとします。

【メンテナンスサービスの作業の実施内容】

- ① 機器の外観および機能の検査
機器の外観に汚れがある場合、掃除を行います。また、機能に問題が無いかどうかを確認し、問題があれば調査を行います。延長保証パックの契約期間中かつ不具合内容が延長保証の対象であれば、延長保証規定に則り修理を行います。延長保証パックに未加入もしくは不具合内容が延長保証の対象でなく、有償での部品交換が必要と判明した場合、別途ご連絡します。
※掃除により、すべての汚れが落ちるわけではありません。
- ② アパレル類の機能確認
アパレル類が適切に機能しているかどうかを確認します。
※アパレル類の破損による機能低下が見られる場合、有償での消耗品の購入に関して、別途ご連絡します。
※アパレル類の補修作業は行いません。
- ③ 駆動部を分解することによる内部検査
駆動部の内部に破損等の問題が無いかどうか確認を行い、問題があれば調査を行います。延長保証パックの契約期間中かつ不具合内容が延長保証の対象であれば、延長保証規定に則り修理を行います。延長保証パックに未加入もしくは不具合内容が延長保証の対象でなく、有償での部品交換が必要と判明した場合、別途ご連絡します。
- ④ 定期交換部品の交換
定期交換部品の交換が必要であると判断した場合、対象部品を新品に交換します。
- ⑤ 駆動部のグリスアップ
駆動部の内部を掃除し、適切な箇所グリスを塗布します。
- ⑥ 最新のソフトウェアへのアップデート
ソフトウェアを最新のものに書き換えます。
※作業実施時点における最新のソフトウェアに書き換えます。
- ⑦ 実施証明書の発行
作業が適切に行われたことを記載した実施証明書を発行します。